

社外役員（取締役・監査役）の独立性判断基準

当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員と称する）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目いずれにも該当しない場合、当該社外役員は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社グループの業務執行者又は過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者
- ② 当社グループの主要株主（注 1）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注 2）の業務執行者、または当社グループを主要取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な借入先（注 3）の業務執行者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額（注 4）の金銭その他の財産を得ている者
- ⑦ 当社グループの役員相互就任先の業務執行者
- ⑧ 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている団体（注 5）の業務執行する者
- ⑨ 上記①から⑧に該当する者の近親者等（注 6）

（注 1）主要株主とは、議決権保有割合 10%以上の株主をいう。

（注 2）主要な取引先とは、直近の事業年度および過去 3 年の事業年度における年間連結売上高が 3%を超えるものをいう。

（注 3）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近の事業年度末における全借入額が当社グループの連結総資産の 2%を超える金融機関をいう。

（注 4）多額とは、收受している対価が年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

（注 5）多額の寄付又は助成を受けている団体とは、当社グループから年間 1,000 万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。

（注 6）近親者等とは、配偶者および二親等以内の親族および同居の親族をいう。